

ホームページの上での 人物写真の利用とリンクについて

さて、インターネット関連のビジネスは、ますます熱を帯びているようですが、最近は一種のブームから当然のビジネス環境の1つとして定着しつつあるように思われます。しかし、定着しつつあるとはいえ従来との物差しでは測りきれない新たな問題が山積みであるため、実際には手探り状態でインターネットを利用している人がほとんどではないでしょうか。

今回は、読者の皆さんが特に悩んでいるのではないかとと思われる、素材の利用とリンクの問題について、考えてみたいと思います。

Q1

私は、将来ホームページを作ろうとしている者ですが、そのホームページ制作構想の1つに「私の今まで会った有名人（仮題）」として、ホームページ上に今まで会った有名人と一緒に写った写真を載せようと思うのですが、ここで1つ気になる点があります。それは、私が載せることは自己同意だからいいのですが、有名人の方を同意なしで載せることはやはり何かの法的障害となるのでしょうか？

私は、有名人の方に写真に写ってもらったこと自体が同意の一種になると思うのですが...

A1

人格権としての肖像権の問題

肖像権関係の判例は、すでに数多くあるのですが、今回のご質問に関しては、「マークレスター事件」が参考になりそうです。

この事件は、マークレスターというタレントが出演した映画の1シーンが、マーク

レスターの許諾を得ずに、あるチョコレートメーカーのTVコマーシャルに利用されたというものでした。当時、別のチョコレートメーカーのTVコマーシャルに出演することを予定していたマークレスターは、肖像権を侵害されたと言って、損害賠償を求めたんですね。

この事件で、裁判所は、「人がみだりにその氏名を第三者に使用されたり、又はその肖像を他人の眼にさらされることは、その人に嫌悪、羞恥、不快等の精神的苦痛を与える」から、勝手に氏名や肖像を利用されたりすれば、法的な救済 差し止めとか、損害の賠償とか を求めることができるというようなことを言っています。

さらに、裁判所は、俳優などの場合の特殊性として、次のような判断も示しています。

俳優等は、「もともと自己の氏名や肖像が大衆の前に公開されることを包括的に許諾したものであって、(...中略)それだけでなく、人気を重視するこれらの職業にあつては、自己の氏名や肖像が広く一般大衆に公開されることを希望 (...中略)しているのが通常」であるから、俳優等が自己の氏名や肖像の無権限の使用を理由に精神上的損害賠償を求め得るのは、「その使用の方法、態様、目的等からみて、彼の俳優等としての評価、名声、印象等を毀損若しくは低下させるような場合、その他特段の事情が存する場合 (...中略)に限定されるものというべきである」

そして、裁判所は、許諾なくコマーシャルに利用されたりするのは「その使用の方法、態様、目的等からみて、彼の俳優等としての評価、名声、印象等を毀損若しくは低下させるような場合」に該当すると判断しています。

ネットワーク知的著作権研究会

弁護士 宮下佳之
Yoshiyuki Miyashita

この裁判所の判断を前提とする限り、以下の条件をすべて満たす場合には、人格権としての肖像権の問題は避けることができそうにも思われます。

有名人というのがいわゆるタレントであること。
商品やサービスの宣伝・広告に関係しない個人のホームページ上に掲載する場合であること。
タレントとしての「評価、名声、印象等」を害しないような形態での利用であること。

パブリシティ権の問題

俳優などの場合には、上記のとおり人格権としての肖像権の侵害を主張する余地は狭いものとされているのですが、自分の肖像を経済的に利用する権利である“パブリシティ権”と呼ばれる権利が認められています。たとえば「マークレスター事件」で、裁判所は「他方、俳優等は、自らかち得た名声の故に自己の氏名や肖像を対価を得て第三者に専属的に利用させうる利益を有しており、ここでは氏名や肖像は独立した経済的利益を有することになり、精神的苦痛を被らない場合でも経済的利益の侵害を理由として法的救済を受けられる場合が多い」と判示しています。そして、その後のいくつかの判例を通じて、“パブリシティ権”という権利が判例法上確立されてきています。

ご質問のケースの場合、特にこのパブリシティ権の侵害を構成するかどうかの問題となりそうです。たとえば、ご質問のホームページが営利企業の開設するものであった場合には、有名人の肖像はその営利企業の宣伝・広告のために利用されたと考え

られることになって、「自分の肖像を経済的に利用する権利」の侵害が認められてしまいそうです。また、ホームページが純粹に個人が開設するものであったとしても、不特定多数の人が自由に閲覧できる媒体であるホームページに肖像を利用することが「経済的に肖像を利用したものではない」と言い切れるかどうか、どうも疑問があります。仮にタレントの人に「僕のホームページにあなたの肖像を利用させてください」と申し込んだら、報酬の支払いを求められるような気がしませんか？ だとしたら、お金を払わずに肖像を利用することは、やはり「有名人の肖像に対する経済的な権利を侵害している」と判断される可能性が高いような気がしますね。

同意の範囲

次に、有名人が写真を撮ることを同意したことの意味について考えてみましょう。写真を撮ることを同意した以上、その写真を家族や友達などに見せたり、焼き増しして送ったりすることなどは、当然予測できますからそうした利用についても同意しているとは考えられます。しかし、写真を宣伝広告に利用したり、不特定多数の人に配ったりすることまで予測していたとは考えがたいので、そうした利用についてまで同意していたものとは言い難いように思います。

それでは、ホームページに載せることはどうでしょうか。個人が私的な目的のために開設することからすれば、「写真を自分のアルバムに張り付けるようなものだ」というような意見もあるかもしれませんが、世界中の不特定多数の人が閲覧できるように写真を公開し、しかもその画像データをダウンロードしうる状態に置くわけですから、

写真を自分のアルバムに貼り付ける場合とは、大きく性格が異なると言わざるを得ません。その点から考えれば、写真を撮ることを同意してくれたからと言って、直ちに、ホームページに載せることまで同意したものとまでは言い難いのではないのでしょうか。

営利活動のホームページの場合の結論

ご質問のケースで、写真を営利目的の企業のホームページに掲載する場合や何らかの宣伝広告の一環として利用しようという場合には、パブリシティ権を侵害するものと判断される可能性が高いものと考えられます。また、そうした場合には、有名人が差し止めや損害賠償を求めてくることも十分考えられます。したがって、そのような利用の仕方は避けるべきです。また、有名人の「評価、名声、印象等を毀損若しくは低下させるような」利用の仕方をすれば、人格権としての肖像権の侵害も認められることになるでしょう。当然その場合も、差し止めや損害賠償が問題とされる可能性は十分あります。

個人のホームページの場合の結論

問題は、純粹に個人的なホームページに、自己紹介の一環として、有名人と一緒に撮った写真を掲載するような場合です。インターネット上で公開することのインパクトから考えると、そのような場合であっても、やはり個別に許諾を得ないと肖像権やパブリシティ権の侵害であるなどと言われる恐れは否定しがたいように思われます。しかし、個人の趣味的なホームページ上での利用であって、営利活動のために利用しているものではないこと、あくまでも自己紹介の一環として利用しているもので

あって、有名人の「評価、名声、印象等を毀損若しくは低下させるような」恐れがあるとは言い難いこと、同意を得て撮影した写真の個人的な利用の一環とも考えられないではないことなどから考えると、肖像権やパブリシティ権を侵害している、と断定することにも躊躇を感じます。

ただし、有名人と言っても、小説家や画家のように、必ずしもテレビや雑誌などに出演することを業としていない人たちもいるわけで、こういった人たちは「自己の氏名や肖像が大衆の前に公開されることを包括的に許諾した」とは言い難いようにも思われますので、原則通り、個別に許諾を得なければ、人格権としての肖像権の侵害の問題が生じるものと考えられます。

また、撮影の経緯や状況を明確にせずに利用した場合には、その有名人とホームページの開設者との関係が誤解される恐れが生じてしまいますので、権利侵害が認められる可能性が高くなるように思われます。

以上のように、法律的には、相当微妙な問題であると考えられますが、不特定多数に公表する結果になることやインターネット上で勝手に肖像を利用されることを不快に感じる人もいるだろうと思われることなどを考慮すると、やはり、本人に了解をとるのが賢明のように思われますね。

Q2

インターネット上の画像をダウンロードし、それをそのまま自分のホームページに載せることは、明らかに著作権を侵害していると思います。

しかしながら、最近ではフレーム機能などを使えば画像を直接URL指定してみせることができます。

また、参考文献などを別フレームに表示させれば事実上全文引用も可能なわけです。しかし、この場合は指定された画像や文献は単に相手のブラウザ上で組み合わせられているだけで、自分が個人利用のためにダウンロードしてきた画像や文書データを他人に再配布しているわけではありません。ホームページを作った人が行ったのは、たんに「URLという文字を書いた」ということにはなりません。

でも、結果としては画像などをダウンロードして再配布したのと同様の効果が得られるのです。この場合、ホームページを作った人は著作権を侵害していることになるのでしょうか？

A2

リンクを張ることの著作権法上の意義

この問題の前提として、まず、リンクを張ることの著作権法上の意義について考えてみなければなりません。

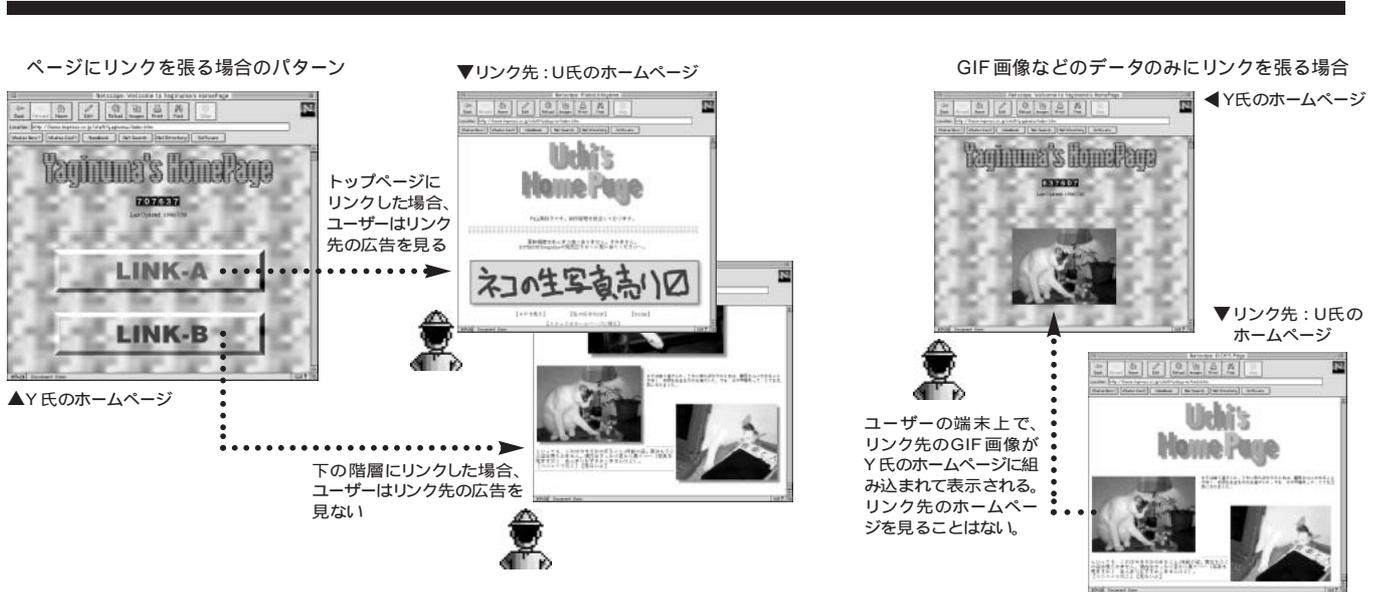
リンクを張ることとは、簡単に言えば、リンク先のURLをページ上に記述することであって、リンク先のデータ自体をページ上に記述しているわけではありません。いわば、住所だけ紹介して（リンク先にジャンプできることから考えれば、いわば道案内もして）、データ自体は、利用者が直接その住所のところに行って入手するというようなことをしているわけです。リンク先のデータが著作権法で保護される著作物であるとするとリンク先のデータをコピーすれば、著作権侵害が問題になり得るわけですが、リンクを張ったからと言って、リンク先のデータ自体をコピーするわけではないし、リンク先にジャンプした利用者は、リンク先のホームページを見ているだけなの

ですから、リンクを張ること自体が著作権侵害になるとは考えがたいと言わざるを得ません。もっとも人によっては、「コピーして利用するのと同様の効果が生じるのだから、著作権侵害が問題になる」ということを主張されているようですが、理屈としてはかなり苦しいのではないかと考えています。

もちろん、コピーをしなければまったく法的に問題にならないというものではありません。たとえば、下品なポルノのページだと紹介して芸術作品を掲載した写真家のホームページにリンクを張ったり、うそつきのホームページとして政治家のホームページにリンクを張ったりすれば、場合によっては、名誉毀損なり人格権の侵害などの責任を追及されたりすることも考えられます。

ホームページの一部にリンクを張った場合の問題点

さて、ご質問のケースのようにリンク先のホームページ中の一部のGIF画像などに対してのみリンクを張り、自分のページにそのGIF画像などを組み込む場合には、ちょっと話が変わってきます。確かに、リンクを張ること自体は、コピーをすることを意味するわけではないのですが、利用者がアクセスして閲覧したり、ダウンロードしたりする際の状況を考えると、「リンク先のホームページの権利者が想定していない形態で利用者の端末上でコピーが為されている」と考えることも可能だからです。また、著作物の一部を切り取って利用しているという意味で、「同一性保持権」と呼ばれている権利の侵害も問題となり得ます。この同一性保持権とは、著作者の人格的権利



の1つであり、著作物を意に反して改変されない権利を意味します。

リンクを張られることによる不利益

では次に、リンクを張ることがなぜ問題とされるかを考えてみたいと思います。

まず、「自分のホームページは、知らない人には見せたくないのに、リンクを張られてしまえば、リンクを通じて、知らない人も見に来ちゃうから困る」というような意見が考えられます。これは、「リンクを張るのは、自分の住所や電話番号を、勝手に見ず知らずの人に教えるのと同じじゃないか」というような考え方に基づくものです。しかし、実生活上の住所や電話番号と違って、インターネット上のWWWは、リンクを張り巡らすことによって、世界中の情報を有機的に関連付けようという思想に根ざすものであって、リンクを張ること、張られることは、もともとインターネットの特性として折り込み済みであるように思われます。したがって、上記のような意見は、なかなか受け入れてもらえないのではないかと

と考えています。

2番目の意見として、「自分としては、トップページからアクセスしてもらって、次第に下の階層のページを見てもらいたいのに、下の階層のページにリンクを張られてしまうと、トップページを飛ばして、いきなり下の階層のページにアクセスされるようになって困る」というようなものが考えられます。確かに、トップページに宣伝広告があり、トップページの宣伝広告が見てほしいからこそ、下の階層のページに魅力的なデータを置いてあるような場合には、そうした意見が出てくるのは理解できないではありません。しかし、そのような主観的な期待を、法的に保護すべき程度のものと言うべきかどうかは、かなり疑問があります。リンクを張るほうからするとリンク先のホームページ開設者がそのような期待を持っているのかどうか判別が困難であるし、リンクが張られていなければ利用者が実際にトップページからアクセスすることが保証されているわけでもないからです。

単純にリンクを張る場合と違って、リンク先のホームページの一部を自分のホーム

ページに組み込むような場合には、「自分の意図しない素材と結合して利用するようなことは、自分が許諾した利用の範囲を逸脱している」とか、「自分のホームページないしは自分自身と、リンクを張った人との関係などが誤解されかねない」などの意見が出てくるのが予想されます。いろいろと異論はあり得るものの、そのような意見については、賛同を得られる可能性は相当あるのではないかと考えられます。

どうもいろいろ考えていくと、リンク先のホームページ中のGIF画像などのみを参照して、自分のホームページに組み込むような場合には、法的に問題とされる可能性が結構あるような気がしますね。

e-mail ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp